

雄物川水系渇水情報連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関する情報交換
- (2) 水利用の実態把握のための連絡体制に関する事
- (3) 河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
- (4) 合理的な水利用の方策に関する事
- (5) その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第4条 連絡会は、別表－1に掲げるものによって組織する。

- 2、連絡会に、会長1名及び副会長1名を置くものとする。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。
- 4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。
- 5、連絡会は、必要に応じ、別表－1に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

(会議の招集)

第5条 連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

- (1) 毎年度（定例会）
- (2) 会長が必要と認めたとき

(部会)

第6条 連絡会に部会を置く。

- 2、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。
- 3、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

- 4、部会長は、必要と認めるとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。
- 3、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。
- 4、濁水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成18年6月5日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月31日から適用する。

付則 この規約は、平成23年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月20日から適用する。

付則 この規約は、平成26年6月27日から適用する。

付則 この規約は、平成27年6月17日から適用する。

付則 この規約は、平成27年7月9日から適用する。

付則 この規約は、平成29年7月11日から適用する。

付則 この規約は、平成30年6月29日から適用する。

付則 この規約は、平成30年8月3日から適用する。

付則 この規約は、令和2年5月27日から適用する。

付則 この規約は、令和3年6月10日から適用する。

付則 この規約は、令和4年6月6日から適用する。

付則 この規約は、令和5年5月31日から適用する。

付則 この規約は、令和6年5月31日から適用する。